**クリーニング所**

クリーニング所の開設者は、条例に基づき以下の事項をクリーニング所の見やすい場所に掲示しなければなりません。（福岡市クリーニング業法施行条例第４条）

・クリーニング所の名称

・クリーニング所の所在地

・検査確認番号

・クリーニング所を置かなければならないクリーニング所にあっては，その氏名及び免許番号

平成２６年４月１日作成

クリーニング所には掲示が必要です

※下半分は掲示の一例です。切り取ってお使いください。

なお、掲示物は必要事項がわかりやすく表示してあれば、自由に作っていただいてかまいません。

**施設の名称**

**施設所在地　　　福岡市　　　区　　　　　丁目　　番　　号**

**検査確認番号　　福　　保環　第　　　　　　　　　　　　号**